

山梨県公報

第二十八号

令和元年

八月十九日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更(二件)……………二二三
○一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………二二三

告示

山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和元年九月九日まで一般の縦覧に供する。
令和元年八月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
西八代郡市川三郷町高萩字古宿一・二・九番一 一地从先から 西八代郡市川三郷町高萩字古宿一・二・八番 一六地先まで	一・一・七 一・五・一	一・四・〇 一・二・五	二九・〇	二九・〇

山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年九月九日まで一般の縦覧に供する。

令和元年八月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス公園線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
南巨摩郡早川町西之宮字茅山三八三番一 地先から 南巨摩郡早川町西之宮字下白石九八番地 先まで	一・〇・〇 七・〇・二	一・四・〇 一・〇・〇	三二四・五	三二四・五

山梨県告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。
令和元年八月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 認定番号 山梨県指令建住第二千三百八十号
- 認定対象区域 南都留郡富士河口湖町小立字俣下五千四百二十一番二、五千四百二十一番九及び五千四百二十五番三
- 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番